

指摘事項

居宅介護支援・介護予防支援

令和8年3月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

◎根拠条文

「条例」

鳥取市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成29年12月22日鳥取市条例第53号)

「予防条例」

鳥取市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(平成26年12月26日鳥取市条例第38号)

◎報酬基準

「老企第36号」

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

（平成12年3月1日老企第36号）

指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準

（平成18年3月14日厚生労働省告示第129号）

☆具体的取扱方針

■福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を計画に位置付ける場合は、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が**必要な理由を十分に記載する**とともに、継続して福祉用具貸与・販売を受ける必要性について検証した上で、**継続して福祉用具貸与・販売を受ける必要がある場合にはその理由を計画に記載**すること。（条例第16条第22号・23号、予防条例第33条第24号・第25号）

福祉用具貸与及び特定福祉用具販売については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要があります。

このため、居宅サービス計画に貸与及び販売を位置付ける場合にはサービス担当者会議を開催して必要性について専門的意見を聴取するとともに検証し、必要な理由を記載しなければなりません。

☆具体的取扱方針

■施設の感染対策によりモニタリングが実施できなかった場合は、感染対策の実施期間の確認やテレビ電話装置等の活用など実施方法を検討するとともに、やむを得ず実施できなかった特段の事情について支援経過に具体的な内容を記載すること。（条例第16条第14号）

モニタリングについては、令和6年度改正でテレビ電話措置等を活用した面接方法について新たに明記されています。

☆内容及び手続の説明及び同意①

■重要事項説明書について、秘密の保持及び事故発生時の対応を記載すること。

(条例第7条第1項、予防条例第7条第1項)

重要事項説明書に記載すべき内容は以下のとおり。

- ①運営規程の概要
- ②担当職員の勤務体制
- ③秘密の保持
- ④事故発生時の対応
- ⑤苦情処理の体制等

☆内容及び手続の説明及び同意②

■指定居宅介護支援の開始に際し、前6月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について、説明を行い、理解を得るように努めなければならない。（条例第7条第3項）

公正中立の観点から令和6年度改正で「しなければならない」から「努めること」に変更になったものです。

☆勤務体制の確保

- 勤務表について、管理者の兼務関係を明確にすること。。
(条例第22条第1項、予防条例第21条第1項)

事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にする必要があります。

☆計画の作成

■計画の作成に当たっては、利用者の希望、アセスメントの結果等を踏まえ、利用者一人一人の状況等に合わせた具体的な計画を作成すること。

計画の作成に当たっては、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企発第29号）に沿って行ってください。

☆ケアプランの開始日

■ケアプランの開始日について、必ずしもサービス担当者会議の後に位置づけられるものではないため、**実際にサービスが開始された日**を開始日とすること。

☆業務継続計画未策定減算

■業務継続計画について、災害に係るものが作成されていなかった。基準を満たさない事実が生じた月の翌月から基準を満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について業務継続計画未策定減算を適用すること。（老企第36号 第3の9）

感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じなければならない。

なお、減算については、行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用すること。

☆特定事業所集中減算

■特定事業所集中減算について、紹介率最高法人を位置づけた居宅サービスの割合が80%を超えた場合は、正当な理由の有無にかかわらず、算定の結果を鳥取市に提出すること。（老企第36号 第3の13）

判定期間が前期の場合については9月15日までに、後期の場合については3月15日までに、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、算定の結果80%を超えた場合については当該書類を市町村長に提出しなければならない。なお、80%を越えなかった場合についても、当該書類は2年間保存しなければならない。

- ①判定期間における居宅サービス計画の総数
- ②訪問介護サービス等のそれぞれが位置づけられた居宅サービス計画数
- ③訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置づけられた居宅サービス計画数並びに照会率最高法人の名称、住所、事業所名および代表者名
- ④規定された算定方法で計算した割合
- ⑤規定された算定方法で計算した割合が80%を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その理由

☆特定事業所加算

■必要に応じて多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画（以下、「計画」という）を作成すること。（老企第36号 第3の14）

令和3年度改正で追加になった要件です。多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスとは、介護保険給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域の住民による自発的な活動によるサービス等のことをいいます。